

税務・人事労務ワンポイント (364)

なぜ調査に来るのか

税理士 嶋 賢治

税務署は基本的に無駄な動きはしないもので、調査に来るにはそれなりの理由があります。

医療関係に限られたことではありませんが、利益が出ていところの調査が多いというのは事実です。赤字のところへ調査に行っても上がる税金は少ないが、

利益が上がっているところは節税対策を図っているはずで、そこを調査したら所得が上がると思われるのは自然だからです。

そのような調査対象者の毎年提出される数値データを分析して、異常値があった場合に調査に入ることがあります。

収入は例年と大差ないのに薬剤費や技工

料・医療消耗品費の割合が異常に大きい場合などです。例年と異なる数値は決算確定前の確認が大切です。

次に福利厚生費や交際費・消耗品費・減価償却費や修繕費など家事関連費との区別が疑われる費目も検討対象になるのは容易に想像できます。

よく「交際費はいくらまでなら認められますか」という質問を受けますが、その答えは「事業に必要なくらいでも」で、税務署は

その対象医療機関の数値が大きいというのを横並びで見て「大きいのでは」と判断します。しかし申告者は他の医療機関の数値はわかりません。出版物などで

他の費目も含めて平均

値が出てはいますが、その金額や割合はあくまでも平均にすぎません。

申告者は、その対象支出が収入をあげるためにいかに必要かをしっかりと認識のうえ、調査にあたつては強くその旨を主張すべきです。不満を持って退職したスタッフが税務署に電話して告発するケースや、競合先のクリニックが嫌がらせの目的で告発するケースもあるそうです。

かつて一度だけその様な場面に遭遇したことがあります。問題もなさそうな調査対象者に「実名を名乗ってのタレコミは調査する義務があります」との税務署員の返答が思い出されます。

収入は例年と大差ないのに薬剤費や技工